

# 「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

## 目 次

(ページ)

- 1．有価証券上場規程の一部改正新旧対照表…………… 1
- 2．上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表…………… 2
- 3．有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表…………… 3
- 4．上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表… 4

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)</u></p> <p><u>第7条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該株券の上場を承認した場合には、当該新規上場申請者のコーポレート・ガバナンスに関する事項について記載した報告書を提出し、当該報告書(その内容を記載した資料を含む。)を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成18年3月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。</p> <p>2 この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)前に株券の上場申請を行った新規上場申請者は、改正後の第7条の4に規定する報告書を平成18年5月31日までに(同日までに本所が上場を承認していない場合は、本所が上場を承認する日に)本所に提出するものとする。この場合において、当該新規上場申請者は、当該報告書(その内容を記載した資料を含む。)を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>3 施行日において現に上場されている株券の発行者は、改正後の第7条の4に規定する報告書を平成18年5月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該報告書(その内容を記載した資料を含む。)を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p>	<p>(新設)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当該上場有価証券の特性を勘案し、前各項及び第9項の規定に準じて開示を行うものとする。</p> <p>8 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>9 (略)</p> <p>(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)</p> <p>第4条の5 <u>上場株券の発行者は、有価証券上場規程第7条の4に規定する報告書の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更内容について記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該書面(その内容を記載した資料を含む。)を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項前段の場合において、当該変更の内容が本所が定める事項に関するものであるときには、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の招集日後遅滞なく当該変更内容について記載した書面の提出を行うことができるものとする。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年3月1日から施行する。</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当該上場有価証券の特性を勘案し、前各項及び第10項の規定に準じて開示を行うものとする。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 <u>上場株券の発行者は、第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示する場合は、速やかに当該発行者のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況を開示しなければならない。</u></p> <p>10 (略)</p> <p>(新設)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>11. の4 第7条の4（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係</p> <p>第7条の4に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の（1）から（5）までに掲げる事項をいうものとする。</p> <p>（1） <u>コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報</u></p> <p>（2） <u>経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況</u></p> <p>（3） <u>株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況</u></p> <p>（4） <u>内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況</u></p> <p>（5） <u>その他本所が必要と認める事項</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年3月1日から施行する。</p>	<p>（新設）</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(削る)</p>	<p><u>2. の 4 第 2 条 (会社情報の開示) 第 9 項関係</u>  <u>第 9 項の規定に基づく上場株券の発行者のコーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況の開示に当たっては、次の a から c までに掲げる事項を記載することを要するものとする。</u></p> <p>a <u>当該発行者の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況</u></p> <p>b <u>当該発行者と当該発行者の社外取締役 (商法第 188 条第 2 項第 7 号の 2 に規定する社外取締役をいう。) 及び社外監査役 (商法特例法第 18 条第 5 項第 1 号に規定する社外監査役をいう。) の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要</u></p> <p>c <u>当該発行者のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近 1 年間 (最近事業年度の末日からさかのぼって 1 か年) における実施状況</u></p>
<p><u>2. の 4 第 2 条 (会社情報の開示) 第 9 項関係</u>  <u>第 9 項に規定する「本所が定める親会社等に関する事項」とは、次の (1) から (5) に定める事項をいうものとする。</u>  (1) ~ (5) (略)</p>	<p><u>2. の 5 第 2 条 (会社情報の開示) 第 10 項関係</u>  <u>第 10 項に規定する「本所が定める親会社等に関する事項」とは、次の (1) から (5) に定める事項をいうものとする。</u>  (1) ~ (5) (略)</p>
<p><u>2. の 5 (略)</u></p>	<p><u>2. の 6 (略)</u></p>
<p><u>4. の 3 第 4 条の 5 (コーポレート・ガバナンスに関する報告書) 第 2 項関係</u>  <u>第 2 項に規定する「本所が定める事項」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領 11. の</u></p>	<p>(新設)</p>

4（１）に掲げる事項のうち資本構成及び企業属性に関する事項をいうものとする。

付 則

この改正規定は、平成１８年３月１日から施行する。